様式第七中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用）」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用）」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

様式第八の表中

「

変動範囲関連費												
変動範囲関連費			< >									

」を

「

」に

改め、同表の記載注意中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2　一般電気事業者（沖縄電力を除く。）は、固定費の追加の欄の< >には、原子力廃止関連仮勘定償却費及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益として、第21条の2第3項で整理された追加固定費を内数として記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、当該日前の会計整理については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第二十七号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（平成二十四年経済産業省告示第二百四十三号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年三月十六日から施行する。

平成二十七年三月十三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（平成二十四年経済産業省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

二号中

「

北海道のうち札幌市のうち中央区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」を

「

北海道のうち札幌市のうち中央区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち札幌市のうち北区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち札幌市のうち東区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち札幌市のうち中央区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」に、

「

北海道のうち札幌市のうち北区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」を

「

北海道のうち札幌市のうち東区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち札幌市のうち中央区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」に、